

# 放課後児童クラブ申請における注意事項

申請・利用にあたって、下記の注意事項等を改めてご確認ください、理解したうえで申請をしてください。

## 1. 利用にあたっての注意事項等について

### (1) 放課後児童クラブの利用について

放課後児童クラブは学校の放課後等に、仕事などで昼間家庭にいない保護者に代わり、小学校児童を預り育成する事業です。放課後の時間帯（学校が休みの期間を含む）に、保護者が就労等で家にいない（見守りができない）場合に限り、児童クラブを利用できます。

### (2) 放課後児童クラブを利用できる日（時間）について

児童クラブを利用できるのは、就労証明書で証明されている、保護者が就労している日、就労している時間が基本になります。保護者の就労していない日、または時間には、原則として児童クラブの利用はできません。

就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

### (3) 児童のお迎えについて

就労時間を長時間過ぎてからのお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎えなどをご遠慮ください。仕事が終わりましたら、早めのお迎えをお願いします。また、児童の安全上必要な場合は、急遽お迎えをお願いすることがありますので、申請書には必ず連絡のつくご連絡先をご記入ください。

また、小学校内の児童クラブには、**送り迎え専用の駐車場はありません。**自転車や徒歩での送迎にご協力ください。送迎時は、学校のルールの厳守をお願いします。

### (4) 延長利用（午後6時から午後7時）について

児童クラブの基本的な開所時間は午後6時までです。延長利用は、終業後、職場から児童クラブへの移動時間を含め、やむを得ず午後6時を過ぎてしまう保護者を対象とした制度です。午後7時には完全閉所となりますので、必ず午後7時までに児童クラブへお迎えに来てください。

### (5) 習い事等によるクラブ退出後の再利用について

習い事等で児童クラブから一度退出した場合、原則として、同じ日に児童クラブに戻り、再度利用することはできません。退出したあとは、児童クラブで児童の安全の責任を負うことができません。ご了承ください。

## 2. 申請における注意事項について

---

### (1) 就労証明書について

就労証明書の有効期限は、証明日から3か月以内とします。証明日から3か月以内に申請書一式を提出してください。

入会の申請をする時点で、単身赴任している保護者、二世帯住宅や同一敷地内に住んでいる祖父母、同居して就労している叔父叔母などの就労証明書も必要となります。

これら必要な書類がすべて提出されるまでは、書類が揃っていないとみなし、入会選考をすることができません。書類の提出が入会希望月の申請期限を過ぎた場合、入会希望月に入会できない場合がありますので、提出漏れがないように注意してください。

※既に提出した就労証明書の内容に変更が生じた場合は、速やかに入会希望先又は利用中の児童クラブへ新しい就労証明書を提出してください。

### (2) 「留守家庭」要件で小学校を変更している方について

「留守家庭」要件とは、児童が学校から帰宅する時に同居家族が仕事等で留守となるため、親族や知人の預り先に帰宅することを前提に（預かり証明書や申立書兼誓約書に基づいて）、預り先所在地の指定された小学校への変更を教育委員会が認めているものです。

放課後児童クラブも、仕事などで昼間家庭にいない保護者にかわり放課後の児童の居場所を提供する事業であり、「留守家庭」要件の学校変更と同じ目的であることから、両方の制度を併用することはできませんので、指定学校変更制度の「留守家庭」要件を使って、通学する小学校を変更している方は、放課後児童クラブの利用はできません。

### (3) 保護者が障害者手帳等の要件で申請する場合について

保護者の就労に関係なく、障害者手帳等の提出をもって児童クラブの申請が可能です。ただし、障害者手帳（身体・精神）が3級以下の場合や祖父母等の介護認定の場合は、放課後児童クラブ入会申請書の「児童クラブへの入会が必要な理由」に詳しい状況を必ずご記入ください。

### (4) 再度入会申請をする場合について

一度児童クラブを辞退・退会し、年度内に再度申請をする場合、申請書類一式を全て再度提出してください。

また、既に承認されている入会期間や入会決定クラブを変更する場合は、辞退届を提出のうえ、再度申請をしていただく必要があります。再度選考を行いますので、申し込み期限にご注意ください。

### (5) 申請できる児童クラブについて

申請できる児童クラブは、本人が通う学校内にある児童クラブ及び小学校敷地外にある児童クラブになります。詳しくは、放課後児童クラブ一覧をご覧ください。

### 3. 申請内容に変更があったときにおける注意事項

申請後及び入会後に以下の内容に変更があった場合は、放課後児童クラブに、以下の書類をご提出ください。

変更の内容	提出書類等
勤務先、勤務時間、勤務日数等、就労証明書の内容に変更があった場合	就労証明書
氏名、住所、家族構成、電話番号の変更があった場合	
入会決定前に、入会希望月、入会希望クラブの変更があった場合	放課後児童クラブ届出事項及び希望変更届
入会承認期間内に途中退会をする場合【退会】	
入会決定後、入会の必要がなくなった場合【入会辞退】	
入会不承認中に、入会の必要がなくなった場合【待機辞退】	放課後児童クラブ（退会・辞退・取下げ）届
申請後、入会の必要がなくなった場合【取下げ】	
世帯状況等が変更となり利用料金軽減制度の対象に該当しなくなった場合	放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認取消申出書
世帯状況等が変更となり利用料金軽減制度の対象となる可能性がある場合	放課後児童クラブ利用料金軽減対象者承認申請書
その他	こども若者応援課にお問い合わせください

※書類は、市ホームページまたは各児童クラブで入手できます。